不動産の鑑定評価に関する法律

実務修習業務規程の認可または変更認可

1. 案内情報

①手続名 : 実務修習業務規程の認可または変更認可

②手続根拠: 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の9

③手続対象者: 実務修習機関

④提出時期 : 実務修習業務の開始前まで(当初認可)

変更後の実務修習業務の開始前まで(変更認可)

⑤提出方法 : 申請書に実務修習業務規程を添え国土交通大臣に提出してくだ

さい。(当初認可)

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第12条第2項各号に 掲げる事項を記載した申請書に変更後の実務修習業務規程を添

えて国土交通大臣に提出してください。(変更認可)

⑥手数料 : なし。

⑦添付書類・部数 : 添付書類は、実務修習業務規程

部数については届出書・添付書類とも1部

⑧申請書様式 : 実務修習業務規程(変更)認可申請書

⑨記載要領・記載例: 国土交通省土地・建設産業局企画課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

①提出先 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

②受付時間 : 執務時間内にお願いします。

③相談窓口 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

3. 手続情報

①審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第13条

②標準処理期間 : (特に定めなし)

③不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

日

国土交通大臣 殿

申請者名 代表者名(法人の場合に限る)

実務修習業務規程認可申請書

不動産の鑑定評価に関する法律第14条の9前段の規定に基づき、実務修習業務規程を 別添のとおり定めたので申請します。

日

国土交通大臣 殿

申請者名 代表者名(法人の場合に限る)

実務修習業務規程変更認可申請書

不動産の鑑定評価に関する法律第14条の9後段の規定に基づき、実務修習業務規程を 別添のとおり変更したので申請します。